

令和6年度新たに 住民税非課税・均等割のみ課税になった世帯へ 給付金を支給します

国の経済対策として、令和6年度に新たに住民税が非課税、または均等割のみ課税となった世帯に対して、「令和6年度新たに住民税非課税等となる世帯への給付金」「こども加算給付金」を支給します。

◎支給時期は、申請書到着後から1カ月程度の予定です。市ホームページに振込予定日を、順次掲載していきます。

☎ 社会福祉課 ☎ 内線1940

市ホームページ



定額減税しきれないと見込まれる方へ 「調整給付」を支給します

令和6年度に実施する所得税及び市・県民税所得割の定額減税可能額が、減税前の税額を上回ると見込まれる方へ、不足額を支給します。

☎ 社会福祉課 ☎ 内線1940

支給対象

以下の全てに該当する方へ「個人単位」で給付を行います。

- ▶ 令和6年1月1日時点で取手市に住民登録があり、令和6年度の市・県民税が市から課税されている
- ▶ 納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円以下
- ▶ 令和6年6月3日時点の市・県民税課税情報を基に、以下のいずれかに該当する

① 所得税の定額減税可能額(3万円×減税対象人数(※))が、令和6年分推計所得税額(=令和5年分所得税額)を上回る。

② 市・県民税所得割の定額減税可能額(1万円×減税対象人数(※))が、令和6年度分市・県民税所得割額を上回る。

※減税対象人数…本人と同一生計の控除対象配偶者や扶養親族(16歳未満扶養親族を含み、国外居住者は除く)の合計人数

調整給付額

所得税分と市・県民税所得割額分それぞれの定額減税可能額が税額を上回る部分を合計した金額を、さらに1万円単位に切り上げた金額を支給します。

例

所得税の減税しきれない金額が2万円、市・県民税所得割の減税しきれない金額が3,000円の場合、合計2万3,000円ですが、1万円単位に切り上げて、3万円を支給します。

※支給対象者の確認や給付額の算定に時間を要するため、個別のお問い合わせにお答えすることはできません。

令和6年度新たに住民税非課税等となる世帯への給付金

支給対象

以下の全てに該当する世帯へ「世帯単位」で給付を行います。

- ▶ 令和6年6月3日時点で、取手市に住民登録がある
- ▶ 令和6年1月1日時点で、日本国内いずれかの市区町村に住民登録がある
- ▶ 世帯全員の令和6年度住民税所得割が非課税である世帯の世帯主である

■ 以下の場合には、この給付金の対象になりません

- 令和5年度非課税世帯給付金、均等割のみ課税世帯給付金の支給対象の世帯
- 令和6年度住民税均等割が課税されている方の扶養親族などのみの世帯(例：親元を離れて暮らす学生、単身赴任中の方と離れて暮らすご家族など)

支給額

1世帯につき10万円※1回限り

こども加算給付金

支給対象

▶ 令和6年度新たに非課税世帯給付金、または均等割のみ課税世帯給付金の支給対象となる方

※平成18年4月2日から、令和6年10月31日までに生まれた子どもが対象です。

支給額

児童一人につき5万円※1回限り

【共通事項】 申請方法・締切

7月30日(火)(予定)から順次送付する「物価高騰支援給付金支給要件確認書」の内容を確認し、返送または直接持参してください。

※令和6年1月2日以降に転入された給付金対象世帯は、専用ダイヤルまでお問い合わせください。

申請 ▶ 直接：取手庁舎4階401会議室

▶ 郵送：〒302-8585寺田5139給付金担当宛て

締切 10月31日(木)消印有効

申請方法などの不明点は
お問い合わせください

専用ダイヤル ☎ 74-2281
☎ 74-2288

支給までの流れ

支給対象となる方には、8月中旬(予定)に、市から給付金額を記載した「支給のお知らせ」をお送りします。

■ 以下の方法で支給を予定しています

● マイナポータルで「公金受取口座の登録」をしている方には、申請手続き不要で支給できるよう準備を進めています。

● 「公金受取口座の登録」をしていない方は、振込先の口座情報などを記入して返送してください。

※支給方法の詳細は、決まり次第、市ホームページなどでお知らせします。

調整給付



市・県民税
定額減税



皆さんが行う

公益的な取り組みを支援します

取手市みんなの補助金 (取手市協働提案型公募補助金制度)

市は、皆さんの新しい発想による、まちおこしや環境・福祉などの公益的な事業を支援します。意欲ある皆さんの応募をお待ちしています。

☎ 市民協働課 ☎ 内線1171

コース ▶ スタートコース…これまでに同一の事業で、本制度の採択を受けたことがない事業

▶ ステップアップコース…スタートコースで採択を受けた事業で、これまでにステップアップコースの申請をしたことがない事業

※いずれも、同一事業での補助は一度のみ

補助額 補助対象となる経費(事業の実施に直接的に必要なもの)のうち、年10～50万円の範囲で交付(各コース最長3年間)

対象団体 市内在住・在勤・在学の方を含む5人以上で構成されている団体
※政治・宗教活動や営利を目的とする団体を除く

対象事業 令和7年度から開始予定で以下の全てに該当する事業

① 団体が自主的に市内で実施する、不特定多数の市民の利益または社会的な利益の増進に寄与する事業

② 特定の個人や団体の構成員のみを対象としない広く市民に開かれた事業

※他の補助金や助成金などが充てられる予定の事業や、市との共催や委託で実施する事業は対象となりません。

申込方法 申請書と添付書類を以下のいずれかの方法で

▶ 直接：市民協働課

▶ 郵送：〒302-8585寺田5139市民協働課宛て(事前にご連絡ください)

◎申請書などは市民協働課、市民活動支援センター(藤代庁舎)、市ホームページで入手できます。

締切 8月30日(金)必着

審査方法 学識経験者、市民などで構成する「取手市公募補助金検討委員会」で、申請書類や申請団体からのヒアリング内容を検討して審査します。

※ヒアリングは9～10月に開催予定です。日程は別途通知します。

市ホームページ

